

## 【参考】

(保安担当者会議資料)

### 集積場の使用前検査等について

平成19年11月28日  
九州産業保安監督部  
鉱害防止課

「集積場（特定施設に該当するものに限る）」の使用前検査の時期、方法及び使用開始届の届出時期並びに集積物等の取り崩しに係る手続等は、以下のとおりです。

#### 1. 集積場の使用前検査の時期、方法及び使用開始届の届出時期

集積場の安定性に影響を与える重要施設（擁壁・かん止堤等の防護施設、場外水・場内水排除施設）に係る使用前検査の実施等は、以下による。

- 1) 場外水・場内水排除施設、擁壁・かん止堤等の防護施設の工事を実施した場合は、当該施設を使用する前に速やかに使用前検査を実施すること。
- 2) 上記使用前検査の結果、届出をした工事の計画に従って行われた工事であるにも係わらず、届出済計画の値と実測値が異なった場合は、両方の値が容易に比較出来る資料（異なった理由を含む）を作成し、使用前検査の記録に添付しておくこと。
- 3) 使用開始届は、設置届の場合は集積を開始した後に、変更届の場合は当該変更届に係る工事が全部又は一部が完了し、当該施設の使用を開始した後に届け出ること。

#### 2. 集積物の取り崩しに伴い、水路、かん止堤等を撤去した場合の取扱い

- 1) 一時的な撤去であり、既届出の工事計画を変更しない場合は、工事計画（変更）届の届出は不要であるが、撤去に伴う保安上の支障の有無（技術基準省令及び同指針適合性）の確認を行うこと。
- 2) 上記確認の記録は、鉱山保安法施行規則第32条に準じて作成し、保存すること。
- 3) 取り崩した集積場の再集積（水路等構造物の再設置）を行う場合は、上記1-1)に基づき、再度使用前検査を実施すること。